

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	—	<p>今般の改正は、令和7年5月30日に成立した「保険業法の一部を改正する法律」等に関して行われた保険会社向けの総合的な監督指針の改正に準じて、実施されるものと認識している。そのため、少額短期保険業者と保険会社とに共通する規制については、イコールフットィングの考え方のもと、同様の規制・解釈が適用されるという理解でよいか。</p>	<p>今回の改正は、令和7年12月17日に公表された「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正や共同保険契約の引受けに関する状況等を踏まえて、少額短期保険業者における監督上の着眼点や実務上の留意点を規定したものです。</p> <p>なお、少額短期保険業者向けの監督指針においては、少額短期保険業者の業務特性等を踏まえた規制にする観点から、必要に応じて、保険会社向けの総合的な監督指針とは異なる内容としています。</p>
2	—	<p>保険会社向けの総合的な監督指針に基づいて改めて記載している箇所と、「総合指針に準じて取り扱うものとする」としている箇所がある。これは監督指針の前後の文脈や少額短保険業者の独自性から、修正して記載した方がよいものは修正し、そのまま適用できるものは「準じて取り扱う」としているという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
3	—	<p>今般の改正案では、「保険会社向けの総合的な監督指針 II-4-2-14 代理店手数料の算出方法」に該当する内容が含まれていない。これは代理店手数料ポイント制度を導入している少額短期保険業者が少なく、現時点では代理店手数料の算出方法について特段の措置を講じる必要がないという判断のもとでの対応という理解でよいか。</p>	<p>保険会社向けの総合的な監督指針 II-4-2-14 は、損害保険業界で発生した保険金不正請求事案において、損害保険会社が代理店手数料ポイント制度において、規模・増収面を重視していたことで、大規模な保険代理店に業務品質を軽視する不適切な保険募集のインセンティブを与えていたおそれが確認されたことを受けて規定されたものです。</p>
4	—	<p>今回の少額短期保険業者向けの監督指針改正案では、少額短期保険事業者で代理店ポイント制度を導入しているケースが少ない(ない)ことから同条項が除外されているものと推察しているが、保険募集に関する業務の健全かつ適正な運営を確保する観点では、少額短期保険業者においても保険会社同様に代理店手数料は顧客にとってのサービス向上や法令等遵守に資するものであるべきで、また、規模に偏ることなく、業務品質を重視して定めるべきと考える。</p> <p>代理店手数料ポイント制度を導入していない場合でも、法令等の遵守状況、業務品質を踏まえた代理店手数料にすべきと考えるがどうか。</p>	<p>一般論としては、少額短期保険業者においても、代理店手数料の算出方法が保険代理店に保険募集に関する業務の健全かつ適正な運営を阻害する不適切なインセンティブを与え、不適切な保険募集を誘引することがないように注意する必要があると考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
5	Ⅱ-3-3-1(4)、(5)	<p>保険募集人の教育・管理・指導に関し、(4)においては「少額短期保険募集人」が対象として規定されているが、当該用語には保険業法第 302 条に基づく届出募集人（特定少額短期保険募集人）が含まれるものと理解される。</p> <p>一方で、(5)においては「少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く。）」と規定されており、対象範囲の整理が規定上必ずしも明確ではないと考えられる。</p> <p>この点、Ⅱ-3-3-1(4)における「少額短期保険募集人」については、「少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く。）」と整理した上で、同項目全体に適用される定義語として明確化し、(5)においては「少額短期保険募集人」と整理するなど、条文全体における用語の整合性を図ることが望ましいと考える。</p>	<p>ご指摘を踏まえ改めて検討した結果、Ⅱ-3-3-1(5)の「少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く。）」を「少額短期保険募集人」に修正します。</p>
6	Ⅱ-3-3-1(4) ③ウ	<p>「代理店による自己点検のみに依拠することなく、無予告での訪問による監査等を実施できる態勢を整備する」とあるが、無予告での監査を定期的実施することではなく、実施可能な態勢（規程・権限・人員等）を整備することが求められているとの理解でよいか。また、監査等は「無予告での訪問による監査」に限定されるものではないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>なお、これまでも少額短期保険業者には、保険業法第 272 条の 13 第 2 項が準用する同法第 100 条の 2 及び同法施行規則第 211 条の 30 第 1 項第 3 号を根拠として、保険募集の委託先である保険代理店を適切に指導等することを求めてきており、本改正案はその実効性を確保するための着眼点を明確化したものです。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
7	Ⅱ-3-3-11	<p>保険代理店から少短業者に出向する場合、少短業者が当該出向での役務に応じた合理的な費用を負担すれば保険代理店への過度な便宜供与には該当しないと考えて良いか。</p>	<p>保険代理店から少額短期保険業者への出向に関しては、特定の保険代理店からの受入人数のほか、出向期間や出向負担金の有無等の条件等によっては、少額短期保険業者において出向者を受け入れることが、保険代理店に対する過度の便宜供与に該当するおそれに留意し、Ⅱ-3-3-11が準用する保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-12に照らして、適切な措置を講じる必要があると考えます。</p> <p>また、監督指針の定めにかかわらず、保険代理店から少額短期保険業者に出向者を派遣する場合には、個人情報の保護に関する法律等の法令に抵触するおそれや、法令に照らして不適切な行為となるおそれを排除することが当然に求められるものと考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
8	Ⅱ-3-3-11	<p>全代理店に提供する教育研修資料、マニュアル、代理店システム、募集ツール等の提供については、態勢整備のために必要なツールであることから、過度な便宜供与にはあたらないと考えているがよいか。</p>	<p>貴見にある行為が過度の便宜供与に該当し得るかについては、当該便宜供与の趣旨・目的のほか、価格・数量・頻度・期間及びその負担者等を総合的に勘案しつつ、当該便宜供与によって生じ得る弊害の内容・程度を考慮し、社会通念に照らして妥当であるかによって判断される必要があり、一概に回答することは困難です。</p> <p>なお、保険業法第 294 条の 3 は、保険募集人に対して体制整備義務を課しており、保険募集人は、保険募集に従事する役員又は使用人に対して、適切な教育・管理・指導を行うことを求めています。</p> <p>したがって、少額短期保険業者による保険募集人（保険募集に従事する役員又は使用人を含みます。）に対する教育・管理・指導に関連する資料やマニュアル等の提供についても、その態様によっては「保険代理店等が自らの責任において行うべき業務に対し保険会社が役務を提供する行為」等として、過度の便宜供与に該当し得ることから、Ⅱ-3-3-11 が準用する保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-12(1)②に照らして判断する必要があると考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
9	Ⅱ-3-3-11	<p>少短業者が保険契約の維持保全の観点から、保険契約者に対して、保険期間満了日前に満期日ならびに保険契約の更新手続きについての案内、および保険期間の満了日の間近になっても更新手続きが未了の契約者に対しては注意喚起する書面を送付しているケースがある。（一部の代理店に限定せず、全代理店の契約者に送付）代理店委託契約書では更新案内を代理店の業務としている場合であっても、少短業者が費用を負担して契約者に案内書面を送付することは、少短業者の重要な業務である保険契約の維持保全に鑑みれば、過度な便宜供与には該当しないと考えているがよいか。</p>	<p>代理店委託契約書に更新案内の業務が含まれているにもかかわらず、保険代理店の主体的な関与がないまま、少額短期保険業者が自らの費用負担により当該業務を行うことは、「保険代理店等が自らの責任において行うべき業務に対し保険会社が役務を提供する行為」として過度の便宜供与に該当するおそれがあることを踏まえて、少額短期保険業者による費用負担や役務提供の内容が、本来は保険代理店が負担すべき費用又は行うべき業務でないかを、少額短期保険業者による費用負担や役務提供の代理店手数料への反映状況等を踏まえて判断・検証する必要があると考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
10	Ⅱ-3-3-12	<p>保険代理店から少短業者への出向は、少短指針Ⅱ-3-3-12で準用する総合指針Ⅱ-4-2-13でいう出向にあたらぬとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>なお、保険代理店から少額短期保険業者への出向に関しては、特定の保険代理店からの受入人数のほか、出向期間や出向負担金の有無等の条件等によっては、少額短期保険業者において出向者を受け入れることが、保険代理店に対する過度の便宜供与に該当するおそれに留意し、Ⅱ-3-3-11が準用する保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-12に照らして、適切な措置を講じる必要があると考えます。</p> <p>また、監督指針の定めにかかわらず、保険代理店から少額短期保険業者に出向者を派遣する場合には、個人情報保護に関する法律等の法令に抵触するおそれや、法令に照らして不適切な行為となるおそれを排除することが当然に求められるものと考えます。</p>
11	Ⅱ-3-16	<p>新設された共同保険に関する規定は、これまでの監督の着眼点を明確化したものであり、少額短期保険業者における共同保険契約の取扱いが変更されるものではないという理解でよいか。</p>	<p>今回の改正は、少額短期保険業者が他の少額短期保険業者と共同保険契約を引き受ける場合の少額短期保険業者の事業規模や引受保険金額に上限を設けた趣旨に反しないことや、適切に共同保険契約を引き受けるための態勢を整備することの重要性を踏まえ、共同保険契約の取扱いに関する監督上の着眼点等を規定したものです。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
12	Ⅱ-3-16	<p>共同保険契約の取扱いに関する規定が新設されている。この規定は、引受保険金額に上限が設けられていること、セーフティネットが存在しないことなどの事情に鑑みて、少額短期保険業者特有の規制として設けたものという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
13	Ⅱ-3-16	<p>共同保険契約主な着眼点について</p> <p>少額短期保険会社の決算書類を見ると単体では赤字であるが、持ち株会社を通じた他の少額短期保険の共同引受によって経営を維持しているケースが見受けられる。</p> <p>今回の監督指針の見直しにおける本質は、セーフティネットがない少額短期保険においては適切な経営が行われるべき、という考えが前提にあると考えている。</p> <p>これらにおいては、単体で大幅な赤字となる少額短期保険会社は、経営そのものを見直すべきと考えているが、その理解で相違ないか？</p>	<p>貴見にあるような少額短期保険業者の財務状況は、例えば、財務の健全性の観点からⅡ-2において考慮され得るものです。</p> <p>それとは別に、Ⅱ-3-16は、少額短期保険業者が他の少額短期保険業者と共同保険契約を引き受ける場合の監督上の着眼点や実務上の留意点を規定したものです。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
14	Ⅱ-3-16-2②	<p>「募集資料等により（中略）明示し、説明するなど、」とあるが、これはあくまで例示であり、必ずしも2②の内容を記載した書面の交付が求められるわけではないという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>